

風水害に備えた一時避難施設としての使用に関する協定書

堀之内自治会を甲、株式会社柴橋商会小田原工場を乙、小田原市を丙として、小田原市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生したときに地区内における協力体制の確保を図るため、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定（令和3年8月30日締結）に基づき次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、台風の接近等により、甲の地区で風水害が発生した場合、又は風水害が発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の概要）

第2条 乙は、次に掲げる施設を公共の福祉の立場から、台風の接近等により、甲の地区で風水害が発生した場合、又は風水害が発生するおそれがある場合における一時避難施設として、地域住民等に使用させるものとする。

所在地	神奈川県小田原市堀之内32-1
所有者	株式会社柴橋商会
名称	株式会社柴橋商会 小田原工場

（施設の使用部分）

第3条 前条の施設（以下「使用施設」という）のうち、一時避難のために使用できる避難場所、入口、階段等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- （1） 乙の従業員の誘導により階段等を利用し、2階食堂・仮眠室又は会議室へ避難するものとする。
- （2） 避難の最中に急な身体的不具合が生じた者が使用できる避難場所は、その都度甲、乙協議の上決定する。

（施設の使用時期）

第4条 乙は、次に掲げるときに使用施設を一時避難施設として地域住民に使用させるものとする。

- （1） 甲の地区に避難情報が発令され、甲から一時避難施設として使用したい旨の要請があったとき。
- 2 乙は、次に掲げるいずれかの場合には一時避難施設として使用を終了するものとする。
 - （1） 避難情報が解除されたとき。
 - （2） 風水害の発生するおそれなくなったとき。

(施設の変更)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、一時避難施設としての使用ができなくなった場合は、速やかに甲及び丙に連絡するものとする。

(避難訓練における施設の使用)

第6条 使用施設については、甲が主催する避難訓練で使用することができる。

2 甲が避難訓練により使用施設を使用するときは、事前に乙と協議するものとする。

(施設の使用料)

第7条 甲の使用施設の使用については、無料とする。ただし、使用した電気、ガス、水道等の料金負担については、使用の状況に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

(施設等の破損における費用負担)

第8条 甲が使用施設を使用した際に施設、設備、物品を破損した場合、甲はこれを原状に復するものとする。この場合において、甲、乙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(施設の利用者名簿の作成)

第9条 甲は使用施設を使用した際に、次のとおり使用施設の利用者名簿を作成するものとする。

- (1) 一時避難者の住所、氏名
- (2) 防災訓練参加者の住所、氏名

(事故等の責任)

第10条 乙は、甲が使用施設を使用した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(相互の協力)

第11条 甲及び乙は、甲の使用施設の使用において相互に協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努め、連絡先一覧表(様式1号)にて、連絡担当者を共有することとする。

2 甲及び乙は、甲の地域以外に居住する者で使用施設に一時避難してきた者に対しても、甲の地域に居住する者と同様に扱うよう努めるものとする。

(施設の使用後の報告)

第12条 甲は、使用施設を使用したときは、乙に使用した旨その他必要事項を使用実績報告書(様式2号)により届け出るものとする。

(施設の使用可能時間)

第13条 使用施設の使用は、乙の営業時間内に限る。ただし、一時避難としての使用については、営業時間外においても、営業時間からの継続であれば引き続き使用することができる。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(解約の申し入れ等)

第15条 この協定は、令和 年 月 日からその効力を有するものとし、甲及び乙はこの協定を解約するときは、文書をもって相手方に申し入れるものとする。

この協定の締結を証するため、本通3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 堀之内自治会
会長 岩崎 良春

乙 小田原市堀之内32-1
株式会社柴橋商会 小田原工場
工場長 立木 文人

丙 小田原市荻窪300番地
小田原市長 守屋 輝彦

連絡先一覧表

年 月 日

堀之内自治会

役職 連絡担当者 電話番号	
役職 連絡担当者 電話番号	

株式会社柴橋商会 小田原工場

役職 氏名 電話番号	
役職 氏名 電話番号	

※連絡先等に変更のあった場合は、表を更新し双方で保管する。

年 月 日

使用実績報告書

株式会社柴橋商会小田原工場

工場長 _____ 様

堀之内自治会 _____

風水害に備えた一時避難施設としての使用に関する協定書第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事 項	内 容
使用理由 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 一時避難 ・ <input type="checkbox"/> 避難訓練
使用人数	名
使用箇所	
期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
備 考	